札幌市告示第1588号

札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務に係る調達を企画競争に付すので、下記のとおり告示する。

平成26年（2014年）6月11日

札幌市長　上　田　文　雄

記

1　契約担当部局

〒０６０－０００２　札幌市中央区北２条西２丁目
札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課推進担当係
電話（０１１）２１１－３８７１

2　企画競争に付する事項

(1)　業務名

札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務

(2)　制作物の設置場所

札幌市青少年科学館　３階　（札幌市厚別区厚別中央１条５丁目２－２０）

(3)　業務内容

札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務企画競争実施要領及び仕様書による。

(4)　履行期限

契約締結の日から平成２７年３月３１日（火）まで

(5)　契約に至るまでの方法

公募型プロポーザルにて行う、なお、プロポーザルの応募方法及び提出する書類の詳細については、実施要領による。

3　参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　平成２５・２６年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成１４年４月２６日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受け付けている期間中でないこと

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4　手続き等

(1)　実施要領の交付

上記１の場所で配布するとともに、平成２６年６月２０日（金）から札幌市教育委員会ホームページ（http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/gakushu/shien/）に公開する。

(2)　現地説明会の開催（日時及び場所）

平成２６年６月２５日（水）午後２時から午後３時まで（青少年科学館１階ロビーにて受付）
札幌市青少年科学館（札幌市厚別区厚別中央１条５丁目２－２０）

(3)　企画提案書等の提出

ア　提出方法　持参又は郵送とする。なお郵送の場合は特定記録によること。
イ　提出期限　平成２６年７月１７日（木）１７時１５分必着
ウ　提出場所　上記１のとおり
エ　選定委員会の日時
(ｱ)　一次審査（書類審査）　平成２６年７月２５日（金）予定
(ｲ)　二次審査（プレゼンテーション）　平成２６年８月５日（火）予定
なお、二次審査参加者には、別途通知する。

札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務　企画競争実施要領

1　業務名

札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務

2　本要領の目的

本要領は、札幌市教育委員会が「札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務」の委託の相手方を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3　業務概要

(1)　業務内容

交通及び力学(一部)をテーマにした展示物（以下「展示物」という。）の企画、展示設計、製作を行い、札幌市青少年科学館３階展示室内に設置する。

(2)　業務の目的

交通に関する分野の展示物は、札幌の地下鉄やヘリコプター、自動車など、大型模型や操縦などを通じて、科学原理やしくみ、技術等を体験的に学ぶことのできるコーナーであるが、開館当時のままの展示物があるなど、老朽化や陳腐化が著しい状況となっている。

また、力学系展示物の一部において、子どもの興味を引き、よりわかりやすく伝えられるような工夫をこらすなど、より学校教育を補完する内容の展示物としていく必要がある。

このたびの交通・力学分野の展示物の更新にあたっては、科学的リテラシーを育む学びにつながるよう、省エネや低公害技術であるハイブリッドカーや、リニア新幹線、ロケットなどの先端技術とともに、船舶や飛行機の浮力などの力学の基礎的な仕組みを体験的な要素を取り入れ、遊びながら学べる展示へと更新することを期待し、3階交通・力学(一部)コーナーを更新することを目的とする。

(3)　業務規模

40,000 千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4)　履行期限

平成 27 年 3 月 31 日（火）

なお、施設運営上、利用方法・職員周知等に相当期間を要すことから、本履行期限より２週間前（3 月 17 日）までに設置・動作確認を終え、施

設管理者が利用できる状態にし、試運転等に供すること。

4　製作する展示内容

別添「仕様書」のとおり

5　参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　平成２５・２６年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成１４年４月２６日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受け付けている期間中でないこと

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6　提出書類

(1)　企画競争参加申請書（指定様式）

(2)　会社概要（指定様式）

(3)　企画提案書

ア　過去の展示業務実績（様式 1）

イ　過去の展示業務実績（具体例）（様式 2）

ウ　業務推進体制及び工程計画（様式 3）

エ　展示テーマの考え方・展示構成の考え方（様式 4）

オ　展示の内容（様式 5）

カ　上記のほか図面（A3 版）を別途添付可

(4)　参考見積書（様式任意）

見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

7　提出方法等

(1)　提出部数

9 部（正本 1 部、副本 8 部）

(2)　提出先

〒060-0002　札幌市中央区北 2 条西 2 丁目　ＳＴＶ北 2 条ビル 4 階

札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課　担当：川口

電話:011-211-3871、Fax:011-211-3873

(3)　提出期限

平成 26 年 7 月 17 日（木）午後 5 時 15 分【郵送の場合は必着】

(4)　提出方法

上記提出先に直接持ち込むか、郵送により提出すること。(郵送の場合も期限日必着)

8　企画競争実施に係るスケジュール

企画競争の実施に関する告示 （市 Web サイトに掲載）	6 月 20 日（金）
質問の受付及び回答	6 月 23 日(月)～7 月 11 日(金)
企画競争に関する説明会の開催	6 月 25 日（水）
企画提案書等応募関係書類の提出期限	7 月 17 日（木）午後 5 時 15 分
一次審査（書類審査）の実施	7 月 25 日（金）予定
二次審査（プレゼンテーション）の実施	8 月 5 日（火）予定
選定団体等の発表	8 月 8 日（金）予定
選定団体等との契約に関する準備	8 月 8 日～8 月下旬予定
契約締結予定日	8 月下旬予定

9　企画競争の実施に関する広報について

企画競争実施要領、仕様書について、平成 26 年 6 月 20 日（金）から、札幌市 Web サイトに公開する。

HP アドレス：http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/new.html

10　質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問については、原則「質問書」(様式６）を提出するものとする。

(1)　質問受付

ア　受付期間

平成 26 年 6 月 23 日（月）～7 月 11 日（金）午後 5 時 15 分

イ　提出方法

E-Mail 又は FAX で「質問書」を受け付ける。メールでの送付の場合、件名は「展示物企画提案に係る質問」とすること。

ウ　提出先

〒060-0002　札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 4 階
札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課　担当：川口
℡：011-211-3871　FAX:011-211-3873
E-Mail アドレス　manabi@city.sapporo.jp

(2)　回答

質問に対する回答は、ホームページにアップする。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。提出期限までに到着しなかった質問書については、原則回答しない。

11　説明会の開催

企画競争に関する説明会を以下の日時・会場で行う。なお、応募にあたり説明会の出席は必須とはしない。

(1)　日時　平成 26 年 6 月 25 日（水）午後 2 時～午後 3 時

(2)　会場　札幌市青少年科学館 1 階会議室
所在地：札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 2 番 20 号
電話：011-892-5001

12　企画提案の審査

提出された企画提案は、札幌市職員等による「札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務に係る企画競争審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、別添「評価の視点」により総合的に審査し、最も優れた企画提案を提出した参加者を本件業務の契約候補者として決定する。提出する企画提案は、１参加者につき１つに限る。

また、企画提案書の提出後、一次審査（書類審査）を行い、二次審査で企画提案書について発表（プレゼンテーション）する機会を設ける。

なお、審査対象者が 1 者の場合でも審査を実施し、最低基準点を超えた場合には契約候補者として選定する。

(1)　提出書類による一次審査

ア　日時：平成 26 年 7 月 25 日（金）（予定）

イ　一次審査通過の企画提案は、おおよそ 6 件程度とする。

ウ　一次審査の結果は、確定後速やかに対象者全員に郵送、FAX 又は E-mail により通知するが、審査の過程は公表しない。

エ　応募件数が少数の場合は審査委員長の決定により、一次審査を省略する。

(2)　一次審査通過者を対象とした発表（プレゼンテーション）による二次審査

ア　日時：平成 26 年 8 月 5 日（火）予定（詳細は参加者に別途通知する。）

イ　会場：札幌市教育委員会４階　教育委員会会議室（予定）
所在地：札幌市中央区北２条西２丁目ＳＴＶ北２条ビル４階
なお、都合上、日時・会場等を変更する場合がある。

ウ　二次審査の結果は、確定後速やかに対象者全員に郵送により通知するが、審査の過程は公表しない。

13　企画提案書の取扱い

(1)　提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(2)　提出された企画提案書は返却しない。

(3)　参加者は、企画競争の実施に必要な場合、提出書類等を札幌市教育委員会が利用することをあらかじめ許諾することとする。（複製の作成を含む。）

(4)　参加者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市教育委員会が利用することを予め許諾することとする。（複製の作成を含む。）

(5)　採用となった企画提案書の著作権は、札幌市に帰属する。

(6)　採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、内容の一部の変更を指示する場合がある。

14　その他

(1)　失格要件

以下の場合は、審査委員会において審査の上、失格となる場合がある。

ア　企画提案書に虚偽の記載・申告がある場合

イ　企画提案書に記載された総括責任者が、極めて特別な事情がある場合（死亡・入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合

ウ　審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ　その他審査委員会において不適当と認められた場合

(2)　企画競争の費用

企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションに係る一切の経費は参加者の負担とする。

(3)　設計・製作等の委託

ア　原則として、契約候補者に選考された者に札幌市青少年科学館交

通・力学分野展示物製作業務を委託する。

イ　契約候補者との委託業務の契約手続きは、札幌市契約規則等に基づき行う。

仕　様　書

1　業務名

札幌市青少年科学館　交通・力学分野展示物製作業務

2　業務概要

交通コーナー及び力学コーナー（一部）のテーマに関した展示物の企画・展示設計・製作及び改修を行い、札幌市青少年科学館 3 階展示室に設置する。

3　設置場所（別紙１「3 階平面図」参照）

札幌市青少年科学館　札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 階展示室内

総面積概算：3 階（4,900 ㎜×14,000 ㎜）　×H 3,500 ㎜

4　展示物の内容

(1)　テーマ設定

①　子どもたちを中心とした市民に科学原理やその応用・技術等を体験的に学び、また解説や紹介をすることで科学に対する興味関心を持ってもらうことを目的とする。

②　模型・映像・実演・実験等を駆使した力学やそれが応用された科学技術（飛行機・船舶・自動車・自転車・電車等）に関する解説やその未来を題材に取り上げたものとすること。

③　展示物の製作にあたっては、隣接するコーナー及び展示物との関連性を持たせることにも配慮すること。

(2)　基本方針

①　子どもだけではなく、大人も楽しく学び理解できるような、幅広い年齢層を対象とした展示物とし、ハンズオン展示（体験型展示）の要素を取り入れること。

②　学校教育との関連を考慮し、学校での授業に活用できる要素や、学校では実現困難な体験ができる要素を展示物に取り入れること。

③　子どもや障がい者による機器の操作など、安全面も含め、さまざまな市民が利用することを考慮すること。

④　陳腐化が早い内容や館内の既存展示物及び類似施設の展示物と重複する展示展開を避けること。

⑤　操作部及び可動部については、長期使用を前提とし、十分な耐久性

を持たせること。

また、コンピュータシステム等の更新が必要な装置は長期使用に適するかどうか十分に考慮すること。

⑥　別添「青少年科学館展示物製作基準」に準拠し、展示物に使用する部品及び機器はＪＩＳ規格のものを使用し、後年修繕可能な制御機器等を使用すること。展示内容によって消耗品が必要な場合は、汎用物品での補充が容易なものを採用するなど、保守管理において、できるだけ経費や労力がかからないような配慮をすること。

⑦　来館者が実際に体験できる要素を多く盛り込むとともに、視覚的な要素も取り入れ、興味・関心を喚起することにつなげていくことができるようにすること。

また、操作・体験の結果を数値で表示する際は、出来る限り実際の値を示すことを心掛けること。

⑧　驚き、発見、好奇心、期待感を持てるような什器デザイン・演出を盛り込むこと。また、障がい者に対応したユニバーサルデザインを意識した展示構成・什器デザインを採用すること。

⑨　簡単な操作（作業）・体験でありながら、力学やそれが応用された科学技術に対する理解を深められるよう考慮すること。

⑩　展示物の操作及びコーナーの運営に関しては、無人運営を基本として設置・デザインすること。

⑪　既存の展示物を有効に活用するなど、改修・改良及び機構の変更等も考慮した編成とすること。

(3)　必須展示物

①　当該展示物の概要について示す解説パネル等を設置し、展示物のタイトル、使用方法を明確に示すこと。

②　展示物についての原理解説を入れ、その内容はあらゆる年齢層にわかるようなものとすること。また、小学生等に配慮し、タイトル及び解説等にふりがなを付すこと。

(4)　展示物題材の参考例

①　科学的な現象や原理の紹介と解説

ベルヌーイの定理・アルキメデス原理・カルマンうず・パスカルの原理・サイホンの原理・サイクロイド・アーチ構造・ジャイロ効果浮力・揚力・遠心力など

②　原理の応用と活用、技術の進歩

飛行機・ヘリコプター・電車・自動車・自転車・船舶・特殊車両・ロケット・人工衛星など

5　履行期限

平成 27 年 3 月 31 日（月）

なお、施設運営上、利用方法・職員周知等に相当期間を要すことから、本履行期限より２週間前（3 月 17 日）までに設置・動作確認を終え、施設管理者が利用できる状態にし、試運転等に供すること。

6　保証期間等

(1)　保証期間

製作展示物・据付けの保証期間は、引渡し完了の日から平成 28 年 3 月 31 日までの１年間とする。

ただし、基本的な設計・製作及び据付け・施工に関わる不具合・故障などが発生した場合は、この限りではない。

(2)　不具合等

製作した展示物について、保証期間中に不具合・故障などが発生した場合は、速やかに補修・修繕を行うか又は新品と交換し、札幌市青少年科学館の業務に支障が生じないようにすること。

7　留意事項

(1)　著作権等

展示物の著作権等は札幌市に帰属する。

また、展示物に関する資料や素材等に著作権が含まれるものについては、その一切の使用許可も含めて製作すること。

(2)　展示物の設置

別添「青少年科学館展示物製作基準」に準拠することを原則とする。

(3)　既存展示物の撤去

当該スペースに設置している既存の展示物の撤去については、本業務の中で行うこととする。

(4)　打合せ

定期的に打合せを行い、進捗確認を行うものとする。その他、必要に応じて適宜打合せを行うこととする。

(5)　作業時間

作業時間は原則 9 時から 18 時までとするが、火気類を使用して作業を行う場合など、作業日時に制限が生ずる場合については、別途担当者と協議の上作業時間を決定することとする。

(6)　シックハウス対策

揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。使用する材料は、揮発性有機化合物 6 物質(ホルムアルデヒ

ド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン)の含有や使用の有無を製品安全データシート(MSDS)等で確認し、関係書類を担当者に提出すること。

材料等の現場受け入れ時には、事前に書類で確認した製品と現物が同一のものか納品書と共に再確認を行い、確認結果を搬入記録写真と共に業務の着手に先立ち担当者に提出すること。

6物質の内、いずれかの1物質でも含まれる材料を使用した場合は、別紙3のとおり室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認すること。

(7) 消防計画

作業においては、消防計画書等の書類作成を行うとともに、その計画に基づき安全面に十分配慮した作業を行うこと。

(8) 清掃

作業後は、不要物・残材等を撤去し、清掃を十分に行うものとする。

8 提出物（業務完了時）

(1) 完了届　　1部
(2) 竣工図書　2部
(3) 工程写真　1部
(4) 取扱説明書　2部
(5) その他担当者が必要と認めるも

別紙２

揮発性有機化合物の室内濃度測定

１　検査機関（計量法第 122 条に定める計量士を配置し、計量法第 107 条に定める計量証明事業登録を行っている機関等）に依頼し揮発性有機化合物等の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、測定結果を担当者に提出すること。

(1)　測定物質

揮発性有機化合物６物質(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン)

(2)　測定方法

居室の窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む）を 30 分間開放し、窓及び扉を５時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼動させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。

居室の中央付近の床から概ね 1.2ｍから 1.5ｍまでの高さにおいて採取を行うこと。

採取時間は、吸引方式では 30 分以上継続して、同時に又は連続して２回以上行うこと。拡散方式では８時間以上とする。(拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラー)

ホルムアルデヒドは、ＤＮＰＨ誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法によること。

その他の揮発性化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組合せによること。

２　測定の結果、厚生労働省指針値を超えた場合は、原因を調査するとともに、施設の状況に応じた低減化などの対策を講じ、再測定を行い、指針値を超えていない安全な状態にすること。

３　業務時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行うこと。

札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務　企画競争参加申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）
札幌市長　上田　文雄

申請者

住　所

会社名

代表者　　印

札幌市青少年科学館交通・力学分野展示物製作業務の受託を希望しますので、関係書類を添えて企画競争への参加を申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

【申請者の連絡窓口】

担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX：＿＿＿＿＿＿＿＿

E-mail：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社概要		
本社・本店	会　　社　　名	
	所　　在　　地	
	設 立 年 月 日	
	代　　表　　者	
	資　　本　　金	
	年　　商	
	従　業　員　数	
	事　業　概　要	
業務を担当する支社・支店等	※業務を担当するのが本社・本店の場合は、以下の記入は不要。	
	名　　称	
	所　　在　　地	
	代　　表　　者	
	従　業　員　数	
	組織上の位置づけ	

【様式１】過去の展示業務実績

施　設　名	発　注　者	業務範囲	施　設　の　概　要			開館年月
			区分	展示面積	請負金額	
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月
				㎡	(千円)	平成　年 月

備　考

1　過去５年程度の期間に携わった展示施設について、古い順に記載すること。
2　制限枚数は１枚とする。
3　業務範囲の欄は、「展示設計」、「展示制作」の別（または両方）を記入すること。
4　区分の欄は、本市青少年科学館と類似施設の場合に、「類似」と記入すること。

【様式２】過去の展示業務実績（具体例）

１　過去の展示業務実績に記載した施設のうち、区分欄が「類似」である施設について、２施設まで記入すること。
２　写真の貼付は４枚以内とする。
３　制限枚数は１枚とし、展示施設の特徴を簡潔に述べること。

施設名：		分野：
開館年：平成　　年　　月	展示面積：　　㎡	請負金額：　　千円

施設名：		分野：
開館年：平成　　年　　月	展示面積：　　㎡	請負金額：　　千円

【様式３】業務推進体制及び工程計画

１　業務を進めるための組織体制及び業務全体にわたる工程計画を記入すること。
２　制限枚数は２枚とし、明確かつ簡潔に述べること。

【様式４】展示テーマの考え方・展示構成の考え方

１　展示テーマの基本的な考え方、展示構成の考え方について簡潔に記入すること。
２　制限枚数は２枚とする。

【様式５】展示の内容

１　わかりやすい展示レイアウト、見学者に配慮した展示動線について簡潔に記入すること。
２　具体的な展示展開例、実現性の高い展示物について簡潔に記入すること。
３　制限枚数は２０枚以内とする。

【様式６】質問書

あて先	札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課　担当：川口 ℡：011-211-3871　FAX:011-211-3873 E-Mail アドレス　manabi@city.sapporo.jp		
締切日時	7 月 11 日（金）午後 5 時		
送付方法	E-Mail 又は FAX で送付すること。		
以下に、質問者に関する情報を記入すること。			
会社名			
担当者氏名			
電話番号		FAX 番号	
以下に、質問内容を明確かつ簡潔に記入すること。			

■札幌市青少年科学館　3 階交通コーナー（一部力学コーナー）図面

※黄色い部分が改修対象